

## 改正貸金業法・完全施行の早期実現を求める決議

改正貸金業法の完全施行は、「公布後3年を目途」としている。今年、2009年12月がその時期にあたる。

「多重債務問題改善プログラム」による取り組みは、着実に前進している。まだまだ課題は多いが、基本的な方向性は間違っていない。ところが、「貸金業法改正のせいで中小企業の倒産が増えた」「総量規制でお金が借りられなくなる」「金利規制でヤミ金が増える」などと不安をあおり、「完全施行を見直せ」と主張する勢力もある。

高金利ビジネスは、借り手の生活や事業を圧迫し、そのため新たな借入れの需要を創り出すことによって、とめどもなく自己膨張していく。「払うために借りる」「借りるために払う」ことが自己目的化させられた借り手は、金銭感覚を麻痺させられ、家族を苦しめ、人間らしい生活を奪われる。払えなくなった者には、恥の烙印が押される。一体どれだけ多くの人たちが、自ら命を絶つまで追い詰められてきたことか。改正貸金業法において、高金利と過剰与信を規制する条文は、完全施行の段階に置かれている。完全施行を実現しなければ、改正貸金業法の目的を達することが出来ない。一日も早く完全施行を実現することによって、巻き返しの策動に終止符を打たせることが必要である。

アメリカでは今、サブプライムローンの証券化商品への規制導入や、借り手保護を図る「金融消費者保護庁」の創設など、信用膨張に歯止めをかける方向へ政策転換しつつあると言う。日本は、貸金業法の改正や消費者庁の設置などをいち早く決めることで、その見識を示した。なぜ、今になって、歴史の針を巻き戻す必要があるだろうか。高金利ビジネスを規制し、セーフティネットを構築することこそが、今、求められている。改正貸金業法は、そのために打ち込まれた強力な楔である。

私たちは、完全施行の先送りや骨抜きなどの策動を許さない。

私たちは、本年12月までに改正貸金業法を完全施行すること求める。

以上、決議する。

2009年7月11日

全国クレジット・サラ金問題対策協議会拡大幹事会